

第 1 5 回
美方町・村岡町・香住町合併協議会

会 議 資 料

平成 1 6 年 9 月 8 日 (水)

美方町・村岡町・香住町合併協議会

第15回美方町・村岡町・香住町合併協議会会議次第

と き：平成16年9月8日(水)

と ころ：村岡町老人福祉センター

1 開 会

2 会長挨拶

3 会議の成立

4 会議録署名委員の指名

5 議 題

(1) 報告事項

報告第30号

第8回新町まちづくり計画検討小委員会について

(2) 協議事項

協議第61号(継続)福祉関係事務事業の取扱い(その3)について

協議第62号(継続)その他協議が必要な事務事業の取扱いについて

協議第63号(継続)地域自治区の取扱いについて

協議第64号 合併協定項目の変更について

協議第65号 字名の取扱いについて

協議第66号 事務組織及び機構の取扱いについて

協議第67号 一部事務組合等の取扱い(その2)について

協議第68号 新町まちづくり計画について

6 そ の 他

第16回協議会の開催について

(1) 日 時 平成16年9月29日(水) 13:30~

(2) 場 所 美方町総合センター

(3) 議 事(予定)

合併協定内容の確認について

7 閉 会

美方町・村岡町・香住町合併協議会委員・顧問名簿

| 区 分 | 氏 名 | 職名・出身町 | 摘 要 |
|-----------------------------|---------|---------|------------|
| 規約第8条第1項 1号委員 (町長) | 上田節郎 | 美方町長 | 副会長 |
| | 岩槻健 | 村岡町長 | 会 長 |
| | 藤原久嗣 | 香住町長 | 副会長(職務代理者) |
| 規約第8条第1項 2号委員 (議長・議員) | 吉田範明 | 美方町議会議員 | 議長 |
| | 本城繁信 | 美方町議会議員 | |
| | 谷 洌 栄 一 | 村岡町議会議員 | 副議長 |
| | 板坂公二 | 村岡町議会議員 | |
| | 上田孝 | 香住町議会議員 | 副議長 |
| 規約第8条第1項 3号委員 (学識経験者) | 朝倉富征 | 美 方 町 | |
| | 井上一郎 | | |
| | 毛戸公彦 | | |
| | 中村治泰 | | |
| | 水間徳子 | 村 岡 町 | |
| | 石垣健三 | | |
| | 井上源一 | | |
| | 小谷道子 | | |
| | 西尾高雄 | 香 住 町 | |
| | 三好忠男 | | |
| | 伊藤誠 | | |
| | 岡田久子 | | |
| 柴崎一秀 | | | |
| 中村 暁 | | | |
| 村瀬晴好 | | | |
| 中村 茂 | | 兵庫県議会議員 | |
| 規約第9条第1項 顧 問 | 丸上博 | 兵庫県議会議員 | |
| | 西村良二 | 但馬県民局長 | |

会 議 資 料

資 料 索 引

| | | |
|--------|---------------------------|---------------|
| 協議第61号 | (継続)福祉関係事務事業の取扱い(その3)について | P 1 ~ P 1 5 |
| 協議第62号 | (継続)その他協議が必要な事務事業の取扱いについて | P 1 6 ~ P 1 9 |
| 協議第63号 | (継続)地域自治区の取扱いについて | P 2 0 ~ P 2 5 |
| 協議第64号 | 合併協定項目の変更について | P 2 6 ~ P 2 6 |
| 協議第65号 | 字名の取扱いについて | P 2 7 ~ P 2 8 |
| 協議第66号 | 事務組織及び機構の取扱いについて | P 2 9 ~ P 3 0 |
| 協議第67号 | 一部事務組合等の取扱い(その2)について | P 3 1 ~ P 3 2 |
| 協議第68号 | 新町まちづくり計画について | P 3 3 |

福祉関係事務事業の取扱い (その 3) について

福祉関係事務事業の取扱い (その 3) について提出する。

平成 1 6 年 9 月 8 日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会 長 岩 槻 健

| 協定項目 | 3 - (12) | 各種事務事業の取扱い 福祉関係事務事業の取扱い |
|--|------------|----------------------------|
| <p>1 . 障害者福祉に関すること</p> <p>(1) 障害者福祉計画は、合併後、新町において速やかに策定する。</p> <p>(2) 障害者福祉金支給事業は、香住町の例をもとに合併時に再編する。</p> <p>(3) 重度心身障害者 (児) 介護手当支給事業は、村岡町の例をもとに合併時に再編する。</p> <p>(4) 特殊学校等児童生徒就学奨励費支給事業は、合併時に廃止する。 ただし、当該事業を実施している村岡町に限り、経過措置として合併の日の前日における支給対象者については、合併後 3 年間は継続実施する。</p> <p>2 . 高齢者福祉に関すること</p> <p>(1) 老人保健福祉計画は、合併後、新町において速やかに策定する。</p> <p>(2) 老人クラブ活動補助金等は、合併時に再編する。</p> <p>(3) 老人福祉大会及び敬老会事業は、合併後に調整する。</p> <p>(4) 長寿祝金等支給事業は、合併時に再編する。</p> <p>(5) 金婚夫婦祝福事業は、合併時に再編する。</p> <p>(6) 在宅老人介護手当支給事業は、村岡町の例をもとに合併時に再編する。</p> <p>3 . 母子等福祉金事業は、合併時に廃止する。 ただし、当該事業を実施している美方町、村岡町に限り、経過措置として合併後 1 年間は美方町の例をもとに継続実施する。</p> <p>4 . 介護予防事業は、合併時に再編する。</p> <p>5 . 結婚媒酌人報償金支給事業は、合併時に廃止する。</p> <p>6 . 戦没者追悼式 (平和祈念式) は、合併後に再編する。</p> <p>7 . 社会福祉協議会への委託事業については、合併時に調整する。</p> | | |

参 考 資 料

| 協議項目 | 福祉関係事務事業の取扱（その3） | | 協議細目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------|---|--|---|--|--------------------------|----------|------------------------|--|----|----|----------|--------|---------------|--------|--|----|----|----------|------------|------------|-------------|
| 現況比較表 障害者福祉 | 美方町 | | 村岡町 | | 香住町 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 障害者福祉計画 | 1. 名称 美方町障害福祉計画 2. 策定年度 平成10年3月（計画期間 平成17年3月末まで） 3. 計画の目標 ノーマライゼーションの理念に基づき、「完全参加と平等な社会」の実現を目指す 4. 基本方針 教育・育成の充実 雇用・就業の充実 保健・医療の充実 福祉サービスの充実 生活環境の整備 スポーツ・芸術文化活動の充実 推進基盤の整備 人づくりの推進 5. 策定方法 国、県の関連計画を参考に、対象者にアンケート調査を実施して現状を把握するとともに、策定委員会を設立し幅広い意見を反映させ | 1. 名称 村岡町障害者福祉計画 2. 策定年度 平成15年3月（計画期間 平成18年3月末まで） 3. 計画の目標 ノーマライゼーションの理念の下、障害のある人が住み慣れた町で地域の人たちと共に支えあい安心して生活していくための町づくりを目指す 4. 基本方針 福祉サービスの充実 保健・医療の充実 教育と育成の充実 雇用・就労の促進 スポーツ・レクリエーション・文化活動の普及 生活支援システムの整備 福祉のまちづくりの推進 福祉のこころづくりの推進 組織・人材の充実 サービス供給体制の整備 支援費制度の体制整備 5. 策定方法 同左 | 1. 名称 香住町障害者福祉計画 2. 策定年度 平成10年3月（計画期間 平成17年3月末まで） 3. 計画の目標 共に生きる心をつくる 社会参加する 安心して暮らせるまちづくり 4. 基本方針 教育の充実 ボランティア活動の推進 広報・情報提供の推進 雇用の促進・就業への支援 スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進 保健・医療・福祉サービスの充実 生活環境の整備 災害・緊急対策の充実 5. 策定方法 同左 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 障害者福祉金支給事業 | 1. 目的 心身障害者（児）の扶養を行う者に、福祉金を支給することにより、更正意欲を助長し、福祉の増進に寄与する。 2. 対象者 町内に1年以上居住し、知的障害者を扶養している者 町内に1年以上居住し、生活を営む身体障害者、身体障害者を扶養している者 3. 福祉金の種類及び金額（月額） <table border="1" data-bbox="512 1251 878 1374"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知的障害者（児）</td> <td>重度の者 1,000円 それ以外 500円</td> </tr> <tr> <td>身体障害者（児）</td> <td>1・2級 1,000円 3級 500円</td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 金額 | 知的障害者（児） | 重度の者 1,000円 それ以外 500円 | 身体障害者（児） | 1・2級 1,000円 3級 500円 | 1. 目的 同左 2. 対象者 町内に1年以上居住する身体障害者（児）で、障害等級が1級から3級までの者を扶養している者 町内に1年以上居住する知的障害者（児）を扶養している者 町内に1年以上居住する身体障害者及び知的障害者であって、生活保護法の適用をうける者のうち町長が認めた者 3. 福祉金の種類及び金額（月額） <table border="1" data-bbox="1072 1251 1438 1326"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知的障害者（児）</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>身体障害者（児）1級～3級</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 金額 | 知的障害者（児） | 3,000円 | 身体障害者（児）1級～3級 | 3,000円 | 1. 目的 同左 2. 対象者 町内に1年以上居住し、知的障害者（児）を扶養している者 町内に1年以上居住している、重度身体障害者又は重度身体障害者（児）を扶養している者 3. 福祉金の種類及び金額（月額） <table border="1" data-bbox="1662 1251 2080 1326"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知的障害者（児）</td> <td>A判定 2,000円</td> </tr> <tr> <td>重度身体障害者（児）</td> <td>1・2級 2,000円</td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 金額 | 知的障害者（児） | A判定 2,000円 | 重度身体障害者（児） | 1・2級 2,000円 |
| 区分 | 金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 知的障害者（児） | 重度の者 1,000円 それ以外 500円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 身体障害者（児） | 1・2級 1,000円 3級 500円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | 金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 知的障害者（児） | 3,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 身体障害者（児）1級～3級 | 3,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | 金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 知的障害者（児） | A判定 2,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 重度身体障害者（児） | 1・2級 2,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

参 考 資 料

| 協議項目 | 福祉関係事務事業の取扱（その3） | | 協議細目 |
|-------|--|--|---|
| 現況比較表 | | | |
| 障害者福祉 | <p style="text-align: center;">美方町</p> <p>1. 事業名 美方町重度心身障害者（児）介護手当支給事業</p> <p>2. 目的 重度心身障害者（児）の介護者に重度心身障害者（児）介護手当を支給することにより、介護者、障害者の負担を軽減し、障害者福祉の向上に寄与する。</p> <p>3. 対象者 町内に住所を有し、居宅において6ヶ月以上常時臥床の状態にあり、常時介護を必要とする者で以下の者 身体障害者手帳 1級・2級 療育手帳 A判定（重度知的障害者）に該当する者を介護している者</p> <p>4. 支給要件（県基準） 介護保険サービスを利用していない期間が、1年以上あること</p> <p>5. 支給額 年額 180,000円（月額15,000円） 内訳 { 県基準 10,000円（月額） 町単独 5,000円（月額） ただし、介護保険サービスを受けている場合には、町単独補助として月額1万5千円を支給している。</p> | <p style="text-align: center;">村岡町</p> <p>1. 事業名 村岡町重度心身障害者（児）介護手当支給事業</p> <p>2. 目的 同左</p> <p>3. 対象者 同左</p> <p>4. 支給要件（県基準） 同左</p> <p>5. 支給額 年額 120,000円（月額10,000円） ただし、介護保険サービスを受けていない期間が1年に満たない場合は、その受けていない期間を月単位で認定して、町単独補助として月額1万円を支給している。</p> | <p style="text-align: center;">香住町</p> <p>1. 事業名 香住町重度心身障害者（児）介護手当支給事業</p> <p>2. 目的 同左</p> <p>3. 対象者 同左</p> <p>4. 支給要件（県基準） 同左</p> <p>5. 支給額 年額 120,000円（月額10,000円） * 県基準のとおり</p> |
| | <p>実施なし</p> | <p>1. 事業名 村岡町特殊学校等児童生徒就学奨励費支給事業</p> <p>2. 目的 障害を持つ児童生徒の就学機会及び完全就学を図る。</p> <p>3. 特殊学校の範囲 盲学校 ろう学校 養護学校 知的障害児福祉施設</p> <p>4. 支給対象 町内に住所を有する保護者で、学齢児童生徒が特殊学校に在学又は入学する者</p> <p>5. 支給金額 児童1人につき月額 2,000円</p> | <p>実施なし</p> |

参 考 資 料

| 協議項目 | 福祉関係事務事業の取扱（その3） | | 協議細目 | | |
|--------------|-------------------|--|--|---|-----|
| 現況比較表 | 美方町 | | 村岡町 | | 香住町 |
| 高齢者福祉 | 老人保健福祉計画 | <p>1. 名称 美方町老人保健福祉計画</p> <p>2. 策定年度 平成15年3月（計画期間 平成20年3月末まで）</p> <p>3. 計画の目的 地域住民が生涯を通じて健康な生活を送ることができるよう、地域の特性に応じた健康づくりを進めることを目標に、老人保健法、母子保健法、地域保健法、介護保険法に基づき町が行う保健事業が円滑かつ効果的に行われるよう計画を策定する。</p> <p>4. 基本方針 地域安心拠点づくりの推進 在宅ケアの充実 利用しやすい保健・医療・福祉サービス体制の構築 要介護予防・ねたきり老人、痴呆性老人対策の充実 高齢者の生きがいづくりと社会参加の推進 福祉のまちづくりの推進 行政・住民等の活動指針 地域性を踏まえた計画</p> <p>5. 策定方法 美方町老人保健福祉計画策定委員会（委員17名）委員会 年5回程度（策定時）</p> | <p>1. 名称 村岡町老人保健福祉計画及び介護保険事業計画</p> <p>2. 策定年度 同左</p> <p>3. 計画の目標 町内の様々な高齢者の課題を踏まえ、新たな社会環境の変化や地域特性に対応した保健・医療・福祉・介護サービスの充実と提供体制の整備を目指し、すべての町民が真に長寿を喜び合い、明るく生き生きとした暮らしを実現するまちづくりを進めていくため、計画を策定する。</p> <p>4. 基本方針 高齢者の社会参加と自己実現の支援 保健・医療・福祉が連携した総合的なサービスの提供 住民参加や民間事業者等による多様かつ効果的なサービスの提供 安心して生活できるまちづくりの推進</p> <p>5. 策定方法 村岡町老人保健福祉計画策定委員会（委員17名）委員会 年4回程度（策定時）</p> | <p>1. 名称 香住町老人保健福祉計画及び介護保険事業計画</p> <p>2. 策定年度 同左</p> <p>3. 計画の目標 介護保険事業及び老人福祉事業を含めた、地域における老人保健福祉事業全般にわたる供給体制、また、要介護者などの人数、介護保険の給付対象となるサービス利用の意向などを勘案して、サービスの種類ごとの見込み量などを明らかにするため計画を策定する。</p> <p>4. 基本方針 地域におけるケアシステム確立 在宅ケアの推進 利用しやすい保健・福祉サービスの連携 寝たきり老人、痴呆性老人対策の推進 高齢者の生きがいや社会参加の促進 福祉のまちづくりの推進 福祉コミュニティの構築 行政・住民等の行動指針 地域性を踏まえた計画</p> <p>5. 策定方法 香住町健康づくり推進協議会（委員15名）協議会 年3回程度（策定時）</p> | |
| | 老人クラブ活動補助金 | <p>1. 事業の名称 美方町住民団体等事業活動促進費補助金交付事業</p> <p>2. 目的 助成を行うことにより老人の知識及び経験を活かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動が行われ、老後の生活を豊かなものとするとともに、明るい長寿社会づくりに資する。</p> <p>3. 対象 単位老人クラブ 12クラブ（660人） 老人クラブ連合会 1組織</p> <p>4. 補助金額（平成15年度） 単位老人クラブ @ 106,560円×12クラブ 老人クラブ連合会 280,000円 町単独補助（老人クラブ連合会）100,000円</p> | <p>1. 事業の名称 村岡町老人クラブ等補助金交付事業</p> <p>2. 目的 同左</p> <p>3. 対象 単位老人クラブ 32クラブ（1,775人） *ほか県補助対象外 4クラブ 老人クラブ連合会 1組織</p> <p>4. 補助金額（平成15年度） 単位老人クラブ @ 106,560円×32クラブ 老人クラブ連合会 474,000円 町単独補助（県補助対象外クラブ） @ 20,000円×4クラブ</p> | <p>1. 事業の名称 香住町老人クラブ等社会活動促進事業</p> <p>2. 目的 同左</p> <p>3. 対象 単位老人クラブ 44クラブ（2,565人） *ほか県補助対象外 2クラブ 老人クラブ連合会 1組織</p> <p>4. 補助金額（平成15年度） 単位老人クラブ @ 106,560円×44クラブ 老人クラブ連合会 733,000円 町単独補助（県補助対象外クラブ） @ 2,500円×2クラブ *町老連の負担金</p> | |

参 考 資 料

| 協議項目 | 福祉関係事務事業の取扱（その3） | | 協議細目 | | |
|-------|------------------|---|--|--|--|
| 現況比較表 | 美方町 | | 村岡町 | 香住町 | |
| 高齢者福祉 | 老人福祉大会 | 1. 事業の名称 美方町老人福祉大会 2. 事業の目的 敬老の日・高齢者保健福祉月間の事業として、金婚夫婦、米寿、満80歳高齢者に対し、記念品を贈呈し、長寿をお祝いするとともに、多年にわたり社会の進展に寄与してきたことに感謝し、併せて町民の間に広く老人福祉についての関心と理解を深め、老人自身も健康の向上に努める意欲を高めるよう図る。 3. 実施時期 9月上旬 4. 対象者 満65歳以上の住民 5. 主催者 町・社会福祉協議会・町老人クラブ連合会 6. 事業内容 式典 講話 実践発表 演芸会 | 1. 事業の名称 村岡町老人福祉大会 2. 計画の目標 敬老の日・高齢者保健福祉月間の事業として、高齢者に対し、記念品を贈呈し、長寿をお祝いするとともに、多年にわたり社会の進展に寄与してきたことに感謝し、併せて町民の間に広く老人福祉についての関心と理解を深め、老人自身も健康の向上に努める意欲を高めるよう図る。 3. 実施時期 9月下旬 4. 対象者 同左 5. 主催者 同左 6. 事業内容 同左 | 実施なし | |
| | 敬老会事業 | 実施なし | 1. 事業の名称 村岡町敬老会助成事業 2. 目的 各区婦人会等により実施する敬老会の経費を助成し、敬老会員の健康と長寿を祝福し、地域における敬老精神の高揚と老人福祉の向上を図る。 3. 対象 75歳以上の者 4. 助成金 4月1日現在の基準人数により、1人当り1,300円の助成を行う。 | 1. 事業の名称 香住町敬老会実施にかかる助成金支給事業 2. 目的 町内の行政区等が実施する敬老会の経費の一部を助成し、地域における敬老精神の高揚と老人福祉の向上を図る。 3. 対象 数え年の70歳以上の者 4. 助成金 敬老会に出席及び欠席者に祝品を贈った1人に対し、800円の助成を行う。 | |

参 考 資 料

| 協議項目 | 福祉関係事務事業の取扱（その3） | | 協議細目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|--------|--|--|--|----|------|--|------|-----|----------------|--|--------------|-----|------|------|-------------|--|--------|-----|---------|--|-------------------|--------|--|---------------------|--------|--|-----------------|--------|--|-------------|
| 現況比較表 | 美方町 | | 村岡町 | 香住町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 高齢者福祉 | <p>長寿祝金等支給事業</p> <p>1. 事業の名称 美方町長寿祝金等支給事業</p> <p>2. 事業の目的 永年にわたり健康の保持に努め、勤労に励み社会に参加した長寿者に対して、長寿祝金を支給し祝福するとともに、敬老思想の高揚を図る。</p> <p>3. 支給要件 百寿祝金 9月15日において30年以上住民票があり、居住していた者</p> | | <p>1. 事業の名称 村岡町長寿祝金支給事業・村岡町百寿記念品贈呈事業</p> <p>2. 事業の目的 永年にわたり健康の保持に努め、勤労に励み社会に参加した長寿者に対して、長寿祝品、祝金を支給し祝福するとともに、敬老思想の高揚を図る。</p> <p>3. 支給要件 長寿祝金 9月15日において住民票があるもの 百寿祝金 30年以上住民票があり、居住していた者</p> | <p>1. 事業の名称 香住町長寿祝金支給事業</p> <p>2. 事業の目的 長寿者に対して長寿祝金を支給し、老人福祉の増進に寄与する。</p> <p>3. 支給要件 満100歳の者 } 町内に10年以上住所を有し、 満95歳の者 } 現に町内に生存している者 満90歳の者 } で、9月15日において、住民票 満85歳の者 } のある者</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>市町</th> <th colspan="2">支給区分</th> <th>支給内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>美方町</td> <td colspan="2">百寿祝金（満100歳到達者）</td> <td>30万円相当の品物、祝状</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">村岡町</td> <td>長寿祝金</td> <td>満77歳</td> <td rowspan="2">商品券（5,000円）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>満88歳以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">香住町</td> <td colspan="2">満100歳の者</td> <td>10万円若しくは10万円相当の品物</td> </tr> <tr> <td colspan="2">満95歳の者</td> <td>1万5千円若しくは1万5千円相当の品物</td> </tr> <tr> <td colspan="2">満90歳の者</td> <td>1万円若しくは1万円相当の品物</td> </tr> <tr> <td colspan="2">満85歳の者</td> <td>1,500円分の入浴券</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">参考 左記の祝金以外に県より満88歳以上を対象に祝金として1万円、満87歳に2千円が支給される。ただし、平成17年度より対象が満88歳以上から満88歳のみとなり祝金が3万円、また、新たに満100歳に5万円支給される見込である。</p> | | | | | | 市町 | 支給区分 | | 支給内容 | 美方町 | 百寿祝金（満100歳到達者） | | 30万円相当の品物、祝状 | 村岡町 | 長寿祝金 | 満77歳 | 商品券（5,000円） | | 満88歳以上 | 香住町 | 満100歳の者 | | 10万円若しくは10万円相当の品物 | 満95歳の者 | | 1万5千円若しくは1万5千円相当の品物 | 満90歳の者 | | 1万円若しくは1万円相当の品物 | 満85歳の者 | | 1,500円分の入浴券 |
| 市町 | 支給区分 | | 支給内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 美方町 | 百寿祝金（満100歳到達者） | | 30万円相当の品物、祝状 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 村岡町 | 長寿祝金 | 満77歳 | 商品券（5,000円） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 満88歳以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 香住町 | 満100歳の者 | | 10万円若しくは10万円相当の品物 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 満95歳の者 | | 1万5千円若しくは1万5千円相当の品物 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 満90歳の者 | | 1万円若しくは1万円相当の品物 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 満85歳の者 | | 1,500円分の入浴券 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 金婚夫婦祝福事業 | <p>1. 事業の名称 美方町金婚夫婦祝福事業</p> <p>2. 事業の目的 結婚50年を迎える金婚夫婦を顕彰する。</p> <p>3. 事業内容 老人福祉大会開催時に対象者を発表し、記念品（置時計）を贈呈する。 また、5月に実施される神戸新聞社主催の金婚夫婦祝福表彰式（豊岡市）までの送迎も行う。</p> | | <p>1. 事業の名称 村岡町金婚夫婦祝福事業</p> <p>2. 事業の目的 同左</p> <p>3. 事業内容 老人福祉大会開催時に対象者を発表し、記念品（高砂人形）の贈呈、祝状を交付する。 また、5月に実施される神戸新聞社主催の金婚夫婦祝福表彰式（豊岡市）までの送迎も行う。</p> | <p>1. 事業の名称 香住町金婚夫婦祝福事業</p> <p>2. 事業の目的 同左</p> <p>3. 事業内容 5月に実施される神戸新聞社主催の金婚夫婦祝福表彰式（豊岡市）までの送迎を行う。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

参 考 資 料

| 協議項目 | 福祉関係事務事業の取扱（その3） | | 協議細目 | | |
|-------|------------------|---|---|--|--|
| 現況比較表 | 美方町 | | 村岡町 | | 香住町 |
| 高齢者福祉 | 在宅老人介護手当支給事業 | <p>1. 事業名 美方町在宅老人介護手当支給事業</p> <p>2. 目的 在宅老人の介護者に介護手当を給付することにより、介護者、在宅老人の精神的、経済的な負担を軽減し、在宅老人の福祉の向上に寄与する。</p> <p>3. 対象者 町内に住所を有し、65歳以上の在宅老人を居宅において6ヶ月以上常時臥床、又は痴呆の状態にあり、日常生活において常時介護を必要とする者を介護している者</p> <p>4. 支給要件（県基準） 介護保険サービスを利用していない期間が、1年以上あること</p> <p>5. 支給額 年額 180,000円（月額15,000円） 内訳 { 県基準 10,000円（月額） 町単独 5,000円（月額） ただし、介護保険サービスを受けている場合には、町単独補助として月額1万5千円を支給している。</p> | <p>1. 事業名 村岡町在宅老人介護手当支給事業</p> <p>2. 目的 同左</p> <p>3. 対象者 同左</p> <p>4. 支給要件（県基準） 同左</p> <p>5. 支給額 年額 120,000円（月額10,000円） ただし、介護保険サービスを受けていない期間が1年に満たない場合は、その受けていない期間を月単位で認定して、町単独補助として月額1万円を支給している。</p> | | <p>1. 事業名 香住町在宅老人介護手当支給事業</p> <p>2. 目的 同左</p> <p>3. 対象者 同左</p> <p>4. 支給要件（県基準） 同左</p> <p>5. 支給額 年額 120,000円（月額10,000円） * 県基準のとおり</p> |

参 考 資 料

| 協議項目 | 福祉関係事務事業の取扱（その3） | | 協議細目 | | |
|-------|------------------|--|---|------|-----|
| 現況比較表 | 美方町 | | 村岡町 | | 香住町 |
| 母子等福祉 | 母子等福祉金 | <p>1. 事業名 美方町母子等福祉金支給事業</p> <p>2. 目的 母子家庭等に福祉金を支給することにより、生活の安定と福祉の増進を図る。</p> <p>3. 対象者 母子及び寡婦福祉法第5条の第1項に規定する配偶者のいない者で、18歳未満の児童を養育している者 父子家庭等で18歳未満の児童を養育している者 父母のいない児童を養育している者で、町長が特に認める者</p> <p>4. 福祉金の額 月額 1,000円 18歳未満の児童を2人以上養育しているときは1人増えるごとに500円追加</p> | <p>1. 事業名 村岡町母子等福祉金支給事業</p> <p>2. 目的 同左</p> <p>3. 対象者 同左</p> <p>4. 福祉金の額 月額 2,000円 18歳未満の児童を2人以上養育しているときは1人増えるごとに1,000円追加</p> | 実施なし | |

参 考 資 料

| 協議項目 | 福祉関係事務事業の取扱（その3） | | 協議細目 | | |
|--------|-------------------------|--|---|--|--|
| 現況比較表 | 美方町 | | 村岡町 | 香住町 | |
| 介護予防事業 | 外出支援サービス事業 | <p>1. 目的 移送用車両により利用者の居宅と在宅福祉サービスや、介護予防・生きがい活動支援事業を提供する場所、医療機関等との間を送迎し、社会的に移送手段を確保することにより、自立と社会参加を促進する。</p> <p>2. 対象者 概ね65歳以上の高齢者で、心身の障害及び傷病等の理由により、一般交通機関の利用が困難な者</p> <p>3. 利用料 町内 500円 町外 基本料金1,000円 + 30円/走行距離1km × 走行距離 + 90分を超える場合500円/時間 × 時間</p> <p>4. 実施 社会福祉協議会（町委託）</p> | <p>1. 目的 同左</p> <p>2. 対象者 概ね65歳以上の老衰、心身の障害及び傷病等の理由により臥床している者又は車椅子を利用している者であって、一般交通機関の利用が困難な者</p> <p>3. 利用料 30分未満 250円 30分から1時間未満 500円 30分毎増 250円</p> <p>4. 実施 社会福祉協議会（町委託）</p> | <p>1. 目的 同左</p> <p>2. 対象者 概ね60歳以上の高齢者及び身体障害者であって、心身の状態により一般の交通機関の利用が困難な者</p> <p>3. 利用料 運行協力費 町内1回 250円 町外1回 500円 燃料代 1kmにつき20円</p> <p>4. 実施 社会福祉協議会（町委託）</p> | |
| | 軽度生活支援事業 | <p>実施なし</p> | <p>1. 目的 軽易な日常生活上の援助を行うことにより、利用者の自立した生活の継続を可能とするとともに、要介護状態への進行を防止する。</p> <p>2. 対象者 概ね65歳以上の単身世帯、高齢者のみに世帯及びこれに準ずる世帯に属する者並びに身体障害者であって、介護保険法に規定する要介護認定において対象外の認定を受けた者及びそれに相当すると認められた者</p> <p>4. 利用料 1時間未満 200円 30分増毎 80円</p> <p>5. 実施 社会福祉協議会（町委託）</p> | <p>1. 目的 同左</p> <p>2. 対象者 概ね65歳以上の高齢者及び身体障害者であって、日常生活の援助が必要な者</p> <p>4. 利用料 ホームヘルパー派遣 1単位 208円（1時間）</p> <p>5. 実施 社会福祉協議会（町委託）</p> | |
| | 寝具類等選択乾燥消毒サービス事業 | <p>実施なし</p> | <p>1. 目的 町が適当と認める施設において、寝具の衛生管理のための洗濯及び乾燥消毒等を行う。</p> <p>2. 対象者 概ね65歳以上の単身者、老衰、心身の障害及び傷病等の理由により臥床している者であって、寝具の衛生管理が困難な者</p> <p>3. 利用料 掛・敷布団1枚 1,300円 毛布1名 500円</p> <p>4. 実施 社会福祉協議会（町委託）</p> | <p>参考 介護予防事業としては実施していないが、社会福祉協議会が希望者を募り、歳末助け合い募金の配分金により実施している。</p> | |

参 考 資 料

| 協議項目 | 福祉関係事務事業の取扱（その3） | | 協議細目 | | |
|--------|------------------|---|---|---|--|
| 現況比較表 | 美方町 | | 村岡町 | 香住町 | |
| 介護予防事業 | 訪問理美容サービス事業 | <p>参考</p> <p>介護予防事業としては実施していないが、町内の理美容組合が施設入所者に対して、年1回程度がランティアを実施している。</p> | <p>1. 目的 老衰、心身の障害及び傷病等の理由により、理髪店や美容院に出向くことが困難な利用者に対して、居宅で手軽にこれらのサービスを受けられるようにする、移動理美容車や出張理美容チームによる訪問理美容サービスを行う。</p> <p>2. 対象者 概ね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者並びに身体障害者であつて、老衰、心身の障害及び傷病等の理由により、一般の理美容サービスを利用することが困難な者</p> <p>3. 利用料 理美容代 実費</p> <p>4. 実施 社会福祉協議会（町委託）</p> | 実施なし | |
| | 生きがい活動支援事業 | <p>1. 目的 高齢者ができる限り介護状態に陥ることなく健康で生き生きとした老後が送れるよう支援す</p> <p>2. 実施事業 痴呆相談推進事業 痴呆やうつ傾向ににある方々を対象に、外出の機会を持ち、交流の中で身体、精神の維持、活性化が図られるようする。</p> <p>3. 実施 美方町在宅介護支援センター（こぶしの里）</p> | <p>1. 目的 同左</p> <p>2. 実施事業 転倒骨折予防事業 対象 65歳以上の運動不足を感じている者 高齢者食生活改善事業 対象 高齢者及び高齢者を抱える家族</p> <p>3. 実施 町・社会福祉協議会（町委託）</p> | <p>1. 目的 同左</p> <p>2. 実施事業 転倒予防教室 対象 独居高齢者の会及び各区老人クラブ 痴呆予防・介護事業 対象 軽度痴呆性老人及び家族</p> <p>3. 実施 町・社会福祉協議会（町委託）・香寿会（町委託）</p> | |
| | 家族介護支援事業 | <p>1. 目的 高齢者等を介護している家族や近隣の援助者に対し、介護方法や介護予防法、介護者の健康づくり等についての知識、技術を習得させるための教室を開催する。</p> <p>2. 対象者 高齢者を介護している家族、近隣の援助者</p> <p>3. 実施 美方町在宅介護支援センター（こぶしの里）</p> | <p>1. 目的 同左</p> <p>2. 対象者 同左</p> <p>3. 実施 社会福祉協議会（町委託）</p> | <p>1. 目的 家族介護教室（介護家族のつどい）を実施し、理学療法士、保健師等による介護の講和や実技を通して介護について学ぶ。</p> <p>2. 対象者 同左</p> <p>3. 実施 町</p> | |

参 考 資 料

| 協議項目 | 福祉関係事務事業の取扱（その3） | | 協議細目 | | | |
|---------------------------|---|--|--|---|---|--|
| 現況比較表 介護予防事業 | 美方町 | 村岡町 | 香住町 | | | |
| | 生きがい活動支援通所事業 | 1. 目的 家に閉じこもりがちな高齢者に対して、日常動作訓練、趣味活動等を通じて健康の増進を図る。 2. 対象者 概ね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者 3. 実施日 土曜日、日曜日、祝祭日を除く毎日 4. 利用料 1日 500円 5. 実施 社会福祉協議会（町委託） | 1. 目的 同左 2. 対象者 同左 3. 実施日 月曜日、水曜日、金曜日（ミニデイ事業は随時） 4. 利用料 1日 1,000円 5. 実施 町（ミニデイ事業は社会福祉協議会委託） | | 1. 目的 同左 2. 対象者 概ね60歳以上の高齢者 3. 実施日 土曜日、日曜日、祝祭日を除く毎日 4. 利用料 1日 500円 5. 実施 社会福祉協議会（町委託） | |
| | 食の自立支援事業 | 1. 目的 高齢者等が健康で自立した生活を送ることができるよう、配食サービス等の食に関するサービスを「食」の自立の観点から、十分なアセスメントを行ったうえで、計画的・有機的につなげて提供する。 2. 対象者 概ね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者並びに身体障害者であって、「食」の自立の観点からサービスを提供することが必要と認められる者 3. 実施日 365日（年間を通じて実施・1日2食以内） 実利用人員 22人 総配食数 5,406食 4. 利用料 一食 400円・500円 5. 実施 社会福祉協議会（町委託） | 1. 目的 同左 2. 対象者 同左 3. 実施日 62日 { 月1回 火曜日（昼食のみ） 毎週 金曜日（昼食のみ） 実利用人員 98人 総配食数 4,594食 4. 利用料 一食 250円 5. 実施 社会福祉協議会（町委託） | | 1. 目的 同左 2. 対象者 同左 3. 実施日 146日（夕食のみ） 月曜日、水曜日、金曜日 *平成16年度より 日曜日を除く毎日（夕食のみ） 実利用人員 10人 総配食数 1,725食 4. 利用料 一食 500円 5. 実施 社会福祉協議会（町委託） | |
| 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業 | 参考 介護予防事業としては実施していないが、社会福祉協議会が専属職員を雇用し、健康増進、クラブ活動の実施による生きがいづくりを実施している。 | 参考 介護予防事業としては実施していないが、公民館講座等により、高齢者の生きがいづくり活動を実施している。 | | 1. 目的 高齢者の豊かな経験と知識を生かし、社会参加を促進するための、スポーツや娯楽活動、健康増進活動、生産・創造活動を行う。 2. 対象者 老人クラブ連合会会員及び高齢者大学しいの木学園生 | | |

参 考 資 料

| 協議項目 | 福祉関係事務事業の取扱（その3） | | 協議細目 | | |
|--------------|----------------------|---|---|--|-----|
| 現況比較表 | 美方町 | | 村岡町 | | 香住町 |
| 結婚媒酌人 報奨金 | 結婚媒酌人 報奨金支給 事業 | 1. 事業の名称 美方町結婚に関する報奨金支給事業 2. 目的 町内に定住する者の結婚を斡旋し、仲人になっ った者に対し報奨金を支給することにより、 後継者の確保、地域社会の健全な発展を図る。 3. 対象 結婚して定住する者のため、結婚を斡旋し仲 人を行った者 4. 報奨金 1組につき 30,000円 | 1. 事業の名称 村岡町結婚媒酌報奨金支給事業 2. 目的 町内に定住する者の結婚を斡旋し、仲人になっ った者に対し報奨金を支給することにより、町の活 性化と人口の増加による町勢の進展を図る。 3. 対象 結婚して定住する者のため、媒酌の労をとった 者 4. 報奨金 1組につき 10,000円 | 実施なし | |
| 戦没者追悼 式 | 戦没者追悼 式 | 1. 名称 美方町戦没者追悼式 2. 開催時期 毎年10月中旬 3. 会場 美方町役場3階 大集会室 4. 英霊数 190柱 5. 参列者 約110人 | 1. 名称 村岡町戦没者追悼式 2. 開催時期 毎年10月 3. 会場 村岡体育館 4. 英霊数 419柱 5. 参列者 約230人 | 1. 名称 香住町戦没者追悼式・平和祈念式 2. 開催時期 11月3日（文化の日・町民祭時に開催） 3. 会場 香住町中央公民館ステージ 4. 英霊数 718柱 5. 参列者 約500人 | |

参 考 資 料

| 協議項目 | 福祉関係事務事業の取扱（その3） | | 協議細目 | | |
|-----------------------|-----------------------------|---|---|---|-----|
| 現況比較表 | 美方町 | | 村岡町 | | 香住町 |
| <p>社会福祉協議会</p> | <p>社会福祉協議会への委託事業</p> | <p>1. 名称 美方町社会福祉協議会</p> <p>2. 委託事業 食の自立支援事業 福祉ボランティア育成活性化事業 外出支援サービス事業 高齢者生きがい活動援助員設置事業 障害者（児）指導員事業</p> <p>3. 施設管理委託 美方町高齢者生活支援センター</p> <p>4. 委託料（平成15年度） 32,149,857円</p> | <p>1. 名称 村岡町社会福祉協議会</p> <p>2. 委託事業 食の自立支援事業 軽度生活支援事業 外出支援サービス事業 訪問理美容サービス事業 介護予防生きがい活動支援事業 家族介護教室 家族介護用品の支給 家族介護者交流事業 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業</p> <p>3. 施設管理委託 村岡町生活支援ハウス（つつじの里）</p> <p>4. 委託料（平成15年度） 15,704,298円</p> | <p>1. 名称 香住町社会福祉協議会</p> <p>2. 委託事業 食の自立支援事業 軽度生活支援事業 外出支援サービス事業 身体障害者入浴サービス事業 身体障害者ホームヘルプサービス事業 いきいきふれあいサロン事業 ひとり暮らし高齢者のつどい事業 知的障害者及び障害児のデイサービス事業 在宅介護支援センター</p> <p>3. 施設管理委託 香住町知的障害者（児）共同ホーム（第1・第2あじさい自立寮） 香住町心身障害者小規模共同作業所（ひまわり共同作業所） デイサービスセンター ほほえみ グループホーム かがやき</p> <p>4. 委託料（平成15年度） 14,550,449円</p> | |

参 考 資 料

| 協議項目 | 福祉関係事務事業の取扱い(その3) | |
|------|---|--|
| 先進事例 | 新市町名 | 調 整 内 容 |
| | 養父市 | <p>1 母子家庭等福祉金については、大屋町・関宮町の例による。</p> <p>2 介護予防関連事業実施方法については、福祉サービスの低下にならないよう、社会福祉協議会と調整を図り、合併時まで調整する。</p> <p>3 金婚夫婦祝福事業については、新市以降後速やかに調整する。</p> <p>4 長寿祝い金の支給は県の基準にあわせる。</p> <p>5 戦没者追悼式は3年に1回とする。</p> |
| 朝来市 | <p>児童福祉に関すること</p> <p>1 母子等福祉(援護)手当 新市の母子等福祉(援護)手当については、合併後に朝来町の制度を基に再編する。 当該福祉手当は、平成17年度から平成20年度までとし、それ以降の取り組みについては、新市において検討する。</p> <p>障害者福祉に関すること</p> <p>1 障害者福祉長期計画 障害者福祉長期計画については、国及び県の計画を基に、合併後すみやかに策定する。</p> <p>2 重度心身障害者介護手当 新市の重度心身障害者介護手当については、合併後に生野町及び朝来町の制度を基に再編する。 当該介護手当は、平成17年度から平成20年度までとし、それ以降の取り組みについては、新市において検討する。</p> <p>3 身体障害者(児)福祉金 新市の心身障害者(児)福祉金については、合併後に和田山町の制度を基に再編する。 当該福祉金は、平成17年度から平成20年度までとし、それ以降の取り組みについては、新市において検討する。</p> <p>高齢者福祉に関すること</p> <p>1 敬老会事業 敬老会事業は、老人クラブと協議の上、合併時まで調整する。</p> <p>2 金婚夫婦祝福事業 金婚夫婦祝福事業は、合併時に廃止する。</p> <p>3 配食サービス事業 配食サービス事業は、合併時に再編する。配食は毎日夕食に行うものとし、利用料金は1食につき300円とする。事業については、社会福祉協議会に委託する。</p> <p>4 軽度生活支援事業 軽度生活援助事業は、合併時に和田山町の制度を基に再編する。なお、生野町の例により利用限度額を設ける。</p> <p>5 老人クラブ 新市の老人クラブについては、合併時まで4町の老人クラブと協議の上、組織の統一に向け調整を図るとともに、事務局の設置についても社会福祉協議会と協議し決定する。補助金額については、合併時まで調整する。</p> <p>6 在宅老人介護手当 新市の在宅老人介護手当については、合併後に生野町及び朝来町の制度を基に再編する。当該介護手当は、平成17年度から平成20年度までとし、それ以降の取り組みについては、新市において検討する。</p> | |

参 考 資 料

| 協議項目 | 福祉関係事務事業の取扱い(その3) | |
|------|--|---|
| 先進事例 | 新市町名 | 調 整 内 容 |
| | 朝来市 | <p>7 要援護高齢者外出支援サービス事業 要援護高齢者外出支援サービス事業は、合併後概ね1年以内に再編する。なお、合併後の再編までは、4町の制度を暫定施行させる。</p> <p>その他の福祉</p> <p>1 戦没者追悼式については、他団体の状況を参考に関係団体と調整し、合併後に再編する。</p> |
| 豊岡市 | <p>老人福祉関係事務事業の取扱い</p> <p>1 移送サービス事業は、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後1年を目安に調整する。</p> <p>2 軽度生活援助事業は、城崎町、日高町、出石町及び但東町の例により調整する。</p> <p>3 訪問理美容サービス事業は、日高町、出石町及び但東町の例により調整する。</p> <p>4 痴呆予防・介護予防は、豊岡市の例により調整する。</p> <p>5 地域ふれあい活動事業は合併時に廃止する。</p> <p>6 食の自立支援事業(配食サービス)の実施回数は、当面週3回を限度とする。</p> <p>7 生きがい活動支援事業は、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後1年を目安に調整する。</p> <p>8 家族介護支援教室事業は、城崎町、竹野町、日高町、出石町及び但東町の例により調整する。</p> <p>9 家族介護者交流事業は、竹野町、日高町及び但東町の例により調整する。</p> <p>10 在宅老人介護手当事業は、豊岡市、城崎町及び竹野町の例により調整する。なお、県要綱の支給対象者を一部拡大し実施する。</p> <p>11 老人クラブについては、統合に向けた協議を依頼し、活動助成は組織、規模に応じて合併の日までに調整する。</p> <p>12 敬老会開催事業は、出石町の例により調整する。</p> <p>13 金婚夫婦祝福事業は、合併時に廃止する。</p> <p>14 長寿祝金支給事業は、満87歳(米寿)、満98歳(白寿)、満99歳(百賀)及び100歳以上に10,000円を支給する。</p> <p>15 長寿記念品支給事業は、合併時に廃止する。</p> <p>社会福祉関係事務事業の取扱い</p> <p>1 戦没者追悼式は、豊岡市の例による。</p> <p>2 健康福祉まつりは、合併時に廃止し、ニーズの高い地域においては、開催等を新市において検討する。</p> <p>3 社会福祉協議会は、合併時に統合できるよう調整に努め、運営事業補助については、現行の水準の範囲内で補助を行う。</p> <p>4 母子家庭等児童生徒激励事業は、県が同種の事業を実施しており、合併時に廃止する。</p> <p>5 市(町)福祉金制度は、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定及び精神保健福祉手帳1級所持者に月額2,000円を交付する。</p> | |

その他協議が必要な事務事業の取扱いについて

その他協議が必要な事務事業の取扱いについて提出する。

平成16年9月8日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩槻 健

| | | |
|--|----------|---------------------------------|
| 協定項目 | 3 - (12) | 各種事務事業の取扱い その他協議が必要な事務事業の取扱い |
| <p>旧慣使用権等に基づく公有林野の取扱いは、現行のとおり新町へ引き継ぎ、森林のもつ公益性、林野統一の経緯、各地域の実情等を考慮して、合併後速やかに調整する。</p> <p>なお、調整期間における取扱いは、公平性をもとに合併時に定める。</p> | | |

平成 年 月 日確認・継続協議

参 考 資 料

| 協議項目 | その他協議が必要な事務事業の取扱い | | | | 協議細目 | | | | |
|---------------------|-------------------|------------|--------------|--------|------------|------------|--------------|---------|------|
| 現況比較表 | 美方町 | | | | 村岡町 | | | | 香住町 |
| 旧慣使用权にもとづく公有林野等の使用料 | 区名 | 総面積(㎡) | 保安林等を除く面積(㎡) | 使用料(円) | 区名 | 総面積(㎡) | 保安林等を除く面積(㎡) | 使用料(円) | 該当なし |
| | 神場 | 105,995 | 105,995 | 無料 | 村岡 | 8,364,268 | 3,285,498 | 679,110 | |
| | 神場・広井 | 9,949 | 9,949 | 無料 | 用野 | 214,181 | 214,181 | 25,040 | |
| | 神場・広井・水間 | 170,606 | 170,606 | 無料 | 鹿田 | 542,672 | 232,438 | 26,830 | |
| | 水間・猪之谷 | 142,786 | 142,786 | 無料 | 相田 | 221,922 | 221,922 | 84,260 | |
| | 野間谷 | 34,710 | 34,710 | 無料 | 神坂 | 418,327 | 418,327 | 106,890 | |
| | 実山 | 435,256 | 435,426 | 無料 | 萩山 | 1,108,900 | 83,480 | 3,720 | |
| | 平野 | 469,289 | 421,686 | 無料 | 板仕野 | 668,733 | 79,974 | 3,570 | |
| | 茅野 | 2,002,571 | 1,290,789 | 無料 | 大糠 | 474,483 | 309,951 | 104,700 | |
| | 新屋 | 2,261,836 | 839,202 | 無料 | 高井 | 327,372 | 68,372 | 15,630 | |
| | 秋岡 | 3,453,296 | 1,172,409 | 無料 | 寺河内 | 1,409,106 | 254,992 | 26,440 | |
| | 佐坊 | 4,341,497 | 3,488,672 | 無料 | 耀山 | 435,374 | 323,254 | 31,230 | |
| | 東垣・鍛冶屋 | 2,175,517 | 1,698,561 | 無料 | 市原 | 172,188 | 146,006 | 18,920 | |
| | 鍛冶屋 | 81,069 | 81,069 | 無料 | 福岡 | 840,482 | 296,517 | 56,160 | |
| | 貫田 | 462,867 | 462,867 | 無料 | 福岡 | 502,394 | 502,394 | 34,620 | |
| | 忠宮 | 10,155 | 10,155 | 無料 | 八井谷 | 502,394 | 502,394 | 34,620 | |
| | 久須部 | 21,235 | 21,235 | 無料 | 大野 | 315,211 | 315,211 | 93,730 | |
| | 大谷 | 2,226,123 | 738,848 | 無料 | 口大谷 | 1,146,284 | 506,127 | 63,120 | |
| | 城山 | 913,778 | 913,778 | 無料 | 中大谷 | 528 | 528 | 220 | |
| | 神水 | 184,757 | 184,757 | 無料 | 大笹 | 1,337,669 | 449,929 | 44,330 | |
| | 合 計 | 19,503,292 | 12,223,500 | | 高坂 | 61,359 | 50,543 | 3,820 | |
| | | | | | 池ヶ平 | 386,037 | 0 | 0 | |
| | | | | | 和池 | 850,219 | 133,209 | 15,480 | |
| | | | | | 森脇 | 186,459 | 186,459 | 22,370 | |
| | | | | 黒田 | 457,258 | 457,258 | 76,770 | | |
| | | | | 宿 | 875,951 | 610,530 | 74,690 | | |
| | | | | 日影 | 1,456,573 | 318,925 | 56,840 | | |
| | | | | 作山 | 3,512,034 | 617,822 | 63,470 | | |
| | | | | 入江 | 1,107,166 | 786,079 | 165,380 | | |
| | | | | 和田 | 25,243 | 25,243 | 8,610 | | |
| | | | | 長板 | 288,617 | 288,617 | 51,450 | | |
| | | | | 熊波 | 1,708,458 | 266,940 | 29,330 | | |
| | | | | 相岡 | 2,723,391 | 160,639 | 10,430 | | |
| | | | | 丸味 | 587,939 | 360,907 | 101,550 | | |
| | | | | 川会 | 231,393 | 231,393 | 103,010 | | |
| | | | | 高津 | 4,106,326 | 2,884,108 | 528,100 | | |
| | | | | 長須 | 1,738,000 | 787,264 | 213,640 | | |
| | | | | 味取 | 1,240,654 | 400,429 | 83,600 | | |
| | | | | 原 | 409,214 | 409,214 | 89,120 | | |
| | | | | 長瀬 | 428,013 | 255,585 | 55,740 | | |
| | | | | 山田 | 387,626 | 132,652 | 50,230 | | |
| | | | | 境 | 44,470 | 44,470 | 19,130 | | |
| | | | | 合 計 | 41,814,888 | 17,619,781 | 3,275,900 | | |

参 考 資 料

| 協議項目 | その他協議が必要な事務事業の取扱い | | | | 協議細目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|-------------------|----------------------|----------------------------|----------|------|----------------------|----------------------------|----------|-----|----------------------|----------------------------|----------|----|---------|---------|--------|-----|---------|---------|--------|-----|---------|---------|--------|----|-----------|---------|---------|----|---------|---------|--------|----|-----------|---------|---------|---|-----------|-----------|---------|-------|-----------|-----------|--------|----|---------|---------|--------|----|---------|---------|--------|----|-----------|---------|--------|----|---------|---------|---------|-----|---------|---------|--------|----|---------|---------|--------|----|---------|---------|--------|----|---------|---------|---------|-----|--------|--------|-------|----|---------|---------|--------|----|---------|---------|---------|----|---------|---------|---------|----|---------|---------|--------|----|---------|--------|-------|---|---------|---------|--------|----|---------|---------|--------|---|---------|---------|--------|----|------------|------------|
| 現況比較表 | 美方町 | | | | 村岡町 | | | | 香住町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生産森林組合 | 区名 | 総面積(m ²) | 保安林等を除く面積(m ²) | 固定資産税(円) | 区名 | 総面積(m ²) | 保安林等を除く面積(m ²) | 固定資産税(円) | 区名 | 総面積(m ²) | 保安林等を除く面積(m ²) | 固定資産税(円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 広井 | 665,490 | 665,490 | 109,300 | 小城 | 830,459 | 487,626 | 27,900 | 九斗 | 221,404 | 221,404 | 50,200 | 米地 | 204,878 | 203,090 | 34,800 | 丹生地 | 188,189 | 188,189 | 33,300 | 西下岡 | 176,393 | 111,931 | 10,200 | 下岡 | 2,811,353 | 862,782 | 164,500 | 上岡 | 445,029 | 426,871 | 53,100 | 隼人 | 1,166,227 | 699,520 | 134,400 | 畑 | 3,191,502 | 3,191,502 | 387,200 | 三川・大梶 | 2,129,241 | 1,115,973 | 78,000 | 土生 | 892,584 | 845,063 | 72,300 | 相谷 | 234,003 | 206,486 | 35,000 | 安木 | 1,286,848 | 151,100 | 37,000 | 訓谷 | 495,009 | 259,976 | 793,800 | 無南垣 | 225,236 | 195,825 | 59,200 | 浦上 | 180,345 | 180,328 | 66,500 | 上計 | 219,169 | 196,800 | 33,200 | 沖浦 | 369,283 | 160,989 | 100,100 | 加鹿野 | 37,032 | 35,347 | 7,700 | 三谷 | 369,294 | 217,931 | 36,800 | 大谷 | 824,773 | 562,571 | 107,700 | 大野 | 265,076 | 249,470 | 149,500 | 小原 | 380,014 | 380,014 | 49,100 | 中野 | 401,641 | 68,319 | 7,700 | 藤 | 212,216 | 212,216 | 24,200 | 八原 | 547,461 | 547,461 | 77,900 | 轟 | 653,612 | 653,612 | 51,400 | 合計 | 18,127,810 | 12,144,768 |

参 考 資 料

| 協議項目 | その他協議が必要な事務事業の取扱い | | 協議細目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|-------------------|---------|---|----------------------------|----------------------------|----------|---|---------|--------|-----|--------|-------|----|--------|-------|----|--------|--------|-----|-------|---|---|---------|--------|----|---------|--------|-------|---------|---------|----|--------|-------|--------|-----------|---------|----|--------|-------|---|---------|---------|---|---------|--------|----|---------|-------|---|--------|-----|----|-----------|---------|
| 現況比較表 | 美方町 | 村岡町 | 香住町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生産森林組合以外の組織 | | | <table border="1"> <thead> <tr> <th>区名</th> <th>保安林等を除く面積(m²)</th> <th>固定資産税(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>境</td> <td>306,769</td> <td>50,425</td> </tr> <tr> <td>一日市</td> <td>31,085</td> <td>6,442</td> </tr> <tr> <td>若松</td> <td>18,859</td> <td>3,987</td> </tr> <tr> <td>香住</td> <td>60,337</td> <td>13,677</td> </tr> <tr> <td>七日市</td> <td>1,999</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>森</td> <td>487,485</td> <td>86,474</td> </tr> <tr> <td>油良</td> <td>111,952</td> <td>26,393</td> </tr> <tr> <td>油良、間室</td> <td>408,378</td> <td>100,337</td> </tr> <tr> <td>間室</td> <td>22,334</td> <td>5,524</td> </tr> <tr> <td>下浜財団法人</td> <td>1,490,109</td> <td>201,119</td> </tr> <tr> <td>市午</td> <td>10,130</td> <td>2,464</td> </tr> <tr> <td>浜</td> <td>921,304</td> <td>177,032</td> </tr> <tr> <td>西</td> <td>335,001</td> <td>67,977</td> </tr> <tr> <td>御崎</td> <td>138,361</td> <td>8,828</td> </tr> <tr> <td>鎧</td> <td>93,341</td> <td>729</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,437,443</td> <td>751,408</td> </tr> </tbody> </table> | 区名 | 保安林等を除く面積(m ²) | 固定資産税(円) | 境 | 306,769 | 50,425 | 一日市 | 31,085 | 6,442 | 若松 | 18,859 | 3,987 | 香住 | 60,337 | 13,677 | 七日市 | 1,999 | - | 森 | 487,485 | 86,474 | 油良 | 111,952 | 26,393 | 油良、間室 | 408,378 | 100,337 | 間室 | 22,334 | 5,524 | 下浜財団法人 | 1,490,109 | 201,119 | 市午 | 10,130 | 2,464 | 浜 | 921,304 | 177,032 | 西 | 335,001 | 67,977 | 御崎 | 138,361 | 8,828 | 鎧 | 93,341 | 729 | 合計 | 4,437,443 | 751,408 |
| | | | 区名 | 保安林等を除く面積(m ²) | 固定資産税(円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 境 | 306,769 | 50,425 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 一日市 | 31,085 | 6,442 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 若松 | 18,859 | 3,987 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 香住 | 60,337 | 13,677 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 七日市 | 1,999 | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 森 | 487,485 | 86,474 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 油良 | 111,952 | 26,393 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 油良、間室 | 408,378 | 100,337 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 間室 | 22,334 | 5,524 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 下浜財団法人 | 1,490,109 | 201,119 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 市午 | 10,130 | 2,464 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 浜 | 921,304 | 177,032 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 西 | 335,001 | 67,977 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 御崎 | 138,361 | 8,828 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 鎧 | 93,341 | 729 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 4,437,443 | 751,408 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

協議第63号(継続)

地域自治区の取扱いについて

地域自治区の取扱いについて提出する。

平成16年9月8日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩槻 健

| 協定項目 | - | () 地域自治区の取扱いについて |
|--|---|-------------------|
| <p>地域自治区の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第202条の4第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の5第2項の規定に基づき、合併前の美方町、村岡町及び香住町の区域ごとに地域自治区を設置する。</p> <p>設置については、別紙「地域自治区の設置に関する協議書」のとおりとする。</p> | | |

平成 年 月 日確認・継続協議

地域自治区の設置に関する協議書（案）

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第2項に規定する合併関係町の協議により定める事項、その他必要な事項について、下記のとおり定めるものとする。

記

（地域自治区の設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第202条の4第1項及び法第5条の5第2項の規定に基づき、合併前に美方町、村岡町及び香住町の区域であった区域ごとに地域自治区を設置する。

（地域自治区の名称）

第2条 地域自治区の名称は、それぞれ、小代区、村岡区及び香住区とする。

（地域自治区の事務所）

第3条 地域自治区の事務所の位置、名称及び所管区域は、次のとおりとする。

| 位 置 | 名 称 | 所管区域 |
|------------------------|----------|--------|
| 香美町小代区大谷 564 番の 1 | 香美町小代地域局 | 小代区の区域 |
| 香美町村岡区村岡 390 番地の 1 | 香美町村岡地域局 | 村岡区の区域 |
| 香美町香住区香住字門前 1595 番地の 3 | 香美町役場 | 香住区の区域 |

（地域協議会の設置及び構成員）

第4条 地方自治法第202条の5第1項の規定により設置する各地域自治区の地域協議会（以下「協議会」という。）は、それぞれ、当該区域に住所を有する者で、次の各号に掲げるもののうちから、町長が住民の多様な意見が適切に反映されるよう配慮して選任する15人以内の委員をもって組織する。

- (1) 公共的団体が推薦する者
- (2) 識見を有する者
- (3) 公募に応じた者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任を妨げない。

4 委員の報酬については、新町において定める特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例により支払うものとする。

(協議会の会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長、副会長が次の各号のいずれかに該当するときは、協議会における出席委員の過半数の議決に基づいて解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務を行うことができないとき。

(2) 職務上の義務違反があったとき。

(協議会の権限)

第6条 協議会は、次に掲げる事項のうち、町長その他の町の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、町長その他の町の機関に意見を述べることができる。

(1) 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、町が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項

(3) 町の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

2 町長は、次に掲げる町の施策に関する重要事項であって地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、協議会の意見を聴かなければならない。

(1) 新町まちづくり計画に関する事項

(2) 基本構想及び各種振興計画に関する事項

(3) その他町長が必要と認める事項

(協議会の会議)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

6 会議は、原則として公開とする。ただし、会長が必要と認める場合は、協議会に諮ったうえで公開しないことができる。

(協議会の庶務)

第8条 協議会の庶務は、地域自治区の事務所において処理する。

(委任)

第9条 この協議書に定めるもののほか、地域自治区の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

地方自治法（抜粋）

第4節 地域自治区

（地域自治区の設置）

第202条の4 市町村は、市町村長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域の住民の意見を反映させつつこれを処理させるため、**条例で、その区域を分けて定める区域ごとに地域自治区を設けることができる。**

2 地域自治区に事務所を置くものとし、**事務所の位置、名称及び所管区域は、条例で定める。**

3 地域自治区の事務所の長は、事務吏員をもって充てる。

4 第4条第2項の規定は第2項の地域自治区の事務所の位置及び所管区域について、第175条第2項の規定は前項の事務所の長について準用する。

（地域協議会の設置及び構成員）

第202条の5 地域自治区に、地域協議会を置く。

2 地域協議会の構成員は、地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、市町村長が選任する。

3 市町村長は、前項の規定による地域協議会の構成員の選任に当たっては、地域協議会の構成員の構成が、地域自治区の区域内に住所を有する者の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。

4 **地域協議会の構成員の任期は、4年以内において条例で定める期間とする。**

5 第203条第1項の規定にかかわらず、地域協議会の構成員には報酬を支給しないこととすることができる。

（地域協議会の会長及び副会長）

第202条の6 地域協議会に、会長及び副会長を置く。

2 **地域協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法は、条例で定める。**

3 地域協議会の会長及び副会長の任期は、地域協議会の構成員の任期による。

- 4 地域協議会の会長は、地域協議会の事務を掌理し、地域協議会を代表する。
- 5 地域協議会の副会長は、地域協議会の会長に事故があるとき又は地域協議会の会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(地域協議会の権限)

第202条の7 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市町村長その他の市町村の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市町村長その他の市町村の機関に意見を述べることができる。

- (1) 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市町村が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項
- (3) 市町村の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

2 市町村長は、**条例で定める市町村の施策に関する重要事項であって**地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。

3 市町村長その他の市町村の機関は、前2項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

(地域協議会の組織及び運営)

第202条の8 この法律に定めるもののほか、**地域協議会の構成員の定数その他の地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。**

(政令への委任)

第202条の9 この法律に規定するものを除くほか、地域自治区に関し必要な事項は、政令で定める。

合併協定項目の変更について

合併協定項目の変更について提出する。

平成 1 6 年 9 月 8 日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会 長 岩 槻 健

合併協定項目の変更について

合併協定項目を次のとおり変更するものとする。

1 協定項目 2 - (2) 地域審議会の取扱いについて

地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律の一部改正により、地域自治区が新たに制度化され、この法律を適用して地域自治区を合併前の美方町、村岡町及び香住町の区域ごとに設置することから、地域審議会は新町において設置しないこととし、協定項目 2 - (2) 地域審議会の取扱いの項目は、「地域自治区の取扱い」に読み替えることとする。

協議第65号

字名の取扱いについて

字名の取扱いについて提出する。

平成16年9月8日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩槻 健

| | | |
|--|-----------|--------|
| 協定項目 | 3 - (7) | 字名の取扱い |
| <p>美方町、村岡町及び香住町の字の名称及び区域は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。</p> | | |

平成 年 月 日確認・継続協議

参 考 資 料

| 協議項目 | 字名の取扱い | 協議細目 | |
|------|--------|--|--|
| 先進事例 | 新市町名 | 調 整 内 容 | |
| | 養父市 | <p>旧町名は、八鹿町・大屋町は旧町名を使用する。養父町・関宮町は旧町名を使用しない。</p> <p>大字名は、八鹿町・大屋町は従前の大字名の前に旧町名を付した大字名とし、養父町・関宮町は従前のとおりとする。</p> | |
| | 朝来市 | <p>(1) 4町の字の名称及び区域は現行のまま存続させる。</p> <p>(2) 新市名称の後に現町名(自治体名)を付することについては、住民の意向を尊重し、新市の名称の決定後、速やかに調整する。</p> | |
| | 豊岡市 | <p>(1) 大字の区域は、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(2) 現5 町域内の大字の名称は、現行の大字の前に現町名を付し、現豊岡市域内の大字の名称は、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> | |

事務組織及び機構の取扱いについて

事務組織及び機構の取扱いについて協議する。

平成16年9月8日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会

会長 岩槻 健

| 協定項目 | 3 - (3) | 事務組織及び機構の取扱い |
|--|-----------|--------------|
| <p>新町の事務組織及び機構は、次の方針により整備する。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 住民サービスの低下をきたさない組織・機構とする。2. 簡素で効率的な組織・機構とする。3. 地方分権に柔軟に対応できる組織・機構とする。4. 責任の所在が明確で、的確な危機管理が行える組織・機構とする。5. 新町まちづくり計画を円滑に遂行できる組織・機構とする。6. 本庁は、町全体の総合的な業務を掌り、旧町区域の住民に直結した地域局の業務との調整を図りながら新町の均衡ある発展を図る。7. 地域局は、旧町区域を所管区域として、日常的な住民サービス業務と地域振興拠点としての業務等を担う。8. 庁舎間の情報ネットワーク、緊急連絡体制を拡充し、相互連携を強化する。 | | |

平成 年 月 日確認・継続協議

参 考 資 料

| 協議項目 | 事務組織及び機構の取扱い | 協議細目 | |
|------|--------------|---|--|
| 先進事例 | 新市町名 | 調 整 内 容 | |
| | 養父市 | <p>1. 行政組織機構整備基本方針 新市の行政組織及び機構は、本庁及び地域局の事務の円滑で効率の良い執行のため、次の事項を基本として整備するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 新市移行後において住民サービスの低下をきたさない機構・組織 ② 市民が利用しやすくわかりやすい機構・組織 ③ 簡素で効率的な機構・組織 ④ 新市まちづくり計画を円滑に遂行できる機構・組織 ⑤ 地方分権に柔軟に対応できる機構・組織 ⑥ 新たな行政課題に速やかに対応できる機構・組織 ⑦ 事務の効率化、住民の利便性を図るため電子行政の推進 <p>2. 地域局については、合併前の町域を所管区域として、日常必要な住民サービス業務等と地域振興の拠点としての業務を任務として整備する。</p> | |
| | 朝来市 | <p>新市の組織及び機構は、次の方針により整備する。</p> <p><総括方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の声を適正に反映することができる組織・機構 ・市民が親しみやすく利用しやすい組織・機構 ・分権型社会に対応可能な組織・機構 ・指揮命令系統及び責任の所在が明確な組織・機構 ・新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構 ・簡素で効率的な組織・機構 ・新たな行政課題に即応できる組織・機構 ・緊急時に即応できる組織・機構 <p><総括方針></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 新市の組織は本庁と支所(支所の名称は「庁舎」と称する。)で構成する。 (2) 本庁は市全体の総合的な事務を行い、旧町区域における直接的な事務を行う各支所と調整を図りながら市の健全な発展を推進する。 (3) 当分の間、本庁には本庁所在の旧町を所管する支所機能を包含させることとし、新庁舎建設時に改めて当該支所機能とそのあり方について検討する。 (4) 新庁舎建設までの間は、分離しても効率性と行政サービスが特に低下しない部門については、一時的な分庁舎方式を取り入れ、現有施設の有効利用を図る。 | |
| | 豊岡市 | <p>新市の具体的な組織及び機構は、各協定項目の協議結果を精査した上で、次に掲げる方針に基づき合併の日までに決定する。</p> <p>なお、行政区域が大きく広がることから、総合支所は地域活動の拠点として位置づけ、日常的な住民サービスの継続・確保に努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 住民サービスの低下をきたすことのない組織・機構 (2) 住民にわかりやすく利用しやすい、簡素で効率的な組織・機構 (3) 責任の所在が明確で、的確な危機管理が行える組織・機構 (4) 地方分権等による新たな課題に柔軟かつ迅速に対応できる組織・機構 (5) 新市建設計画の実現が円滑に遂行できる組織・機構 | |

協議第 6 7 号

一部事務組合等の取扱い（その 2）について

一部事務組合等の取扱い（その 2）について提出する。

平成 1 6 年 9 月 8 日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会 長 岩 槻 健

| 協定項目 | 2 - (6) | 一部事務組合等の取扱い |
|---|-----------|-------------|
| <p>1 美方町、村岡町及び香住町が加入している美方広域消防事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に当該組合に加入する。</p> <p>2 美方町及び村岡町が加入している公立八鹿病院組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に当該組合に加入する。 ただし、新町に関わる当該組合の事務処理区域は、現行の美方町及び村岡町の区域とする。</p> <p>3 美方町、村岡町及び香住町が加入している北但行政事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に当該組合（広域ごみ・汚泥処理施設の設置及び維持管理並びに広域ごみ・汚泥の処分に係る事務）に加入する。</p> <p>4 美方町及び村岡町が加入している美方郡広域事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に当該組合（農業共済事業に関する事務、火葬場の設置及び経営並びに霊柩車の運行に関する事務）に加入する。 ただし、火葬場に関する事務については、新町の火葬場が整備されるまでの間、現行の美方町及び村岡町の区域を対象として加入することとする。</p> <p>5 介護認定審査会に関する事務については、新町単独で実施することとする。</p> <p>6 美方町、村岡町及び香住町が加入している北但広域行政協議会（電算処理、法令外負担金審査に関する事務）については、合併の日までに調整するものとする。</p> | | |

平成 年 月 日確認・継続協議

一部事務組合等の状況

1 美方町、村岡町、香住町の枠組みによるもの

| 名 称 | 主な事務の内容 | 構成市町 |
|---------------|-------------------|-------------|
| 矢田川流域衛生一部事務組合 | ごみ処理、し尿処理、浄化槽汚泥処分 | 美方町、村岡町、香住町 |

<すでに確認された合併協定の内容>

- ・ 矢田川流域衛生一部事務組合については、合併の日の前日をもって解散する。その業務、職員、財産及び債務については、すべて新町に引き継ぐ。

2 美方町、村岡町、香住町を超えた枠組みによるもの

| 名 称 | 主な事務の内容 | 構成市町 |
|------------|-----------------------------------|--------------------------|
| 美方広域消防事務組合 | 消防 | 美方町、村岡町、香住町、温泉町、浜坂町 |
| 公立八鹿病院組合 | 病院、訪問看護ステーション等 | 養父市、美方町、村岡町 |
| 北但行政事務組合 | 広域ごみ・汚泥処理施設の設置及び維持管理並びに広域ごみ・汚泥の処分 | 北但1市10町（北但地域全市町） |
| | ごみ・し尿処理、浄化槽汚泥処分、火葬、消防 | 北但1市5町（美方郡4町、香住町を除く北但地域） |
| | 農業共済、介護認定審査会 | 北但1市5町、香住町（美方郡4町を除く北但地域） |
| 美方郡広域事務組合 | 農業共済、火葬等 | 美方町、村岡町、温泉町、浜坂町 |
| 北但広域行政協議会 | 電算処理 | 北但1市8町（浜坂町、温泉町を除く北但地域） |
| | 法令外負担金審査 | 北但1市10町（北但地域全市町） |
| 但馬広域行政事務組合 | 但馬ふるさと市町村圏計画策定・実施、地域振興事業等 | 但馬地域全市町 |

<すでに確認された合併協定の内容>

- ・ 但馬広域行政事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に当該組合に加入する。

協議第68号

新町まちづくり計画について

新町まちづくり計画について提出する。

平成16年9月8日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会

会長 岩槻 健

| 協定項目 | 2 - (1) | 新町まちづくり計画 |
|--------------------------------|-----------|-----------|
| 新町まちづくり計画については、別添のとおり定めるものとする。 | | |

平成 年 月 日確認・継続協議